

農地環境整備事業

◆趣旨

耕作放棄地の発生が著しい中山間地域等において長期的に営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域と、今後とも営農を継続し土地の生産性の向上を図る農地の区域とに計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地を保全するための措置を計画的かつ一体的に進める必要があるため、耕作放棄地及びこれが介在する周辺農地を対象として、土地利用の調整に関する計画を樹立し、これに即した所要の処置を講ずる。

◆対象地域

- ・次に掲げる地域に該当する市町または次に掲げる法に指定された地域を含む市町、又はこれに準ずる市町
(1) 過疎地域自立促進特別措置法 (2) 山村振興法 (3) 離島振興法 (4) 半島振興法 (5) 特定農山村法
- ・営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること

◆事業の区分・種類

(1) 一般型

- 市町長が作成する「農地環境整備計画」に即して作成される「農地環境整備事業実施計画」に基づき実施
- 下表の事業を適切に組み合わせたメニュー方式により事業を実施

区分	事業種類		
1 農業生産基盤整備事業	(1) 区画整理事業 (4) 農地保全事業	(2) 水田転換を行う事業 (5) 農道整備事業	(3) 農業用排水施設整備事業 (6) 暗きょ排水事業
2 保全管理等事業	(1) 高付加価値農業基盤整備事業 (4) 市民農園等整備事業 (7) 土地改良施設の撤去及び跡地整備	(2) 附帯事業 (5) 生態系保全施設整備事業	(3) 用地整備事業 (6) 遊水池整備事業 (8) 交換分合事業
3 特認事業	特認事業		

◆実施要件(面積要件)

(1) 一般型

- ①事業実施区域の農地面積に対する生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること。
- ②本事業を実施する生産区域における農業生産基盤整備事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。

◆実施主体

県または市町

山口県農林水産部農村整備課計画調整班
TEL : 083-933-3423
FAX : 083-933-3429
E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp

※詳細については、交付要綱 別紙による。